

正 誤

令和五年三月二十三日（号外第五十七号）公布総務省令第十八号（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）
三〇ページ改正前欄中

設備管理部門の基礎的電気通信
役務原価

は

設備管理部門の基礎的電気通信
役務原価

の誤り。

正 誤

令和五年三月二十三日（号外第五十七号）公布総務省令第十八号（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）
三〇ページ改正後欄中

設備管理部門の基礎的電気通信 役務原価	
うち第 一 種 公 衆 電 話 機 台 数 削 減 以 外 の 費 用	うち第 一 種 公 衆 電 話 機 台 数 削 減 費 用

は

設備管理部門の基礎的電気通信 役務原価	
うち第 一 種 公 衆 電 話 機 台 数 削 減 以 外 の 費 用	うち第 一 種 公 衆 電 話 機 台 数 削 減 費 用

の誤り。